

2 水管 第914号
令和2年8月6日

水産政策審議会 会長
山川 卓 殿

農林水産大臣 江藤 拓

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本
計画の変更について（諮問第333号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規
定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（令和元年12月4日公表。
以下「基本計画」という。）に、別紙の変更を加えたいので、同条第8項の規定及び同
条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画新旧対照表

別紙

改正後		改正前																																																	
<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p>令和元年12月4日公表 令和2年3月11日一部改正 令和2年3月24日一部改正 令和2年3月25日一部改正 令和2年4月7日一部改正 令和2年5月8日一部改正 令和2年6月3日一部改正 <u>令和2年 月 日一部改正</u></p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第一種特定海洋生物資源ごとの令和2年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第一種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 さんま</td> <td>令和2年1月～令和2年12月</td> <td>264,000</td> </tr> <tr> <td>2 すけとうだら</td> <td>令和2年4月～令和3年3月</td> <td>234,700</td> </tr> <tr> <td>3 まあじ</td> <td>令和2年1月～令和2年12月</td> <td>222,800</td> </tr> <tr> <td>4 まいわし</td> <td>令和2年1月～令和2年12月</td> <td>1,516,000</td> </tr> <tr> <td>5 まさば及びごまさば</td> <td>令和2年7月～令和3年6月</td> <td>721,000</td> </tr> <tr> <td>6 するめいか</td> <td>令和2年4月～令和3年3月</td> <td>57,000</td> </tr> <tr> <td>7 ずわいがに</td> <td>令和2年7月～令和3年6月</td> <td>5,139.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものとする。</p>		第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	1 さんま	令和2年1月～令和2年12月	264,000	2 すけとうだら	令和2年4月～令和3年3月	234,700	3 まあじ	令和2年1月～令和2年12月	222,800	4 まいわし	令和2年1月～令和2年12月	1,516,000	5 まさば及びごまさば	令和2年7月～令和3年6月	721,000	6 するめいか	令和2年4月～令和3年3月	57,000	7 ずわいがに	令和2年7月～令和3年6月	5,139.3	<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p>令和元年12月4日公表 令和2年3月11日一部改正 令和2年3月24日一部改正 令和2年3月25日一部改正 令和2年4月7日一部改正 令和2年5月8日一部改正 令和2年6月3日一部改正</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第一種特定海洋生物資源ごとの令和2年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第一種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 さんま</td> <td>令和2年1月～令和2年12月</td> <td>264,000</td> </tr> <tr> <td>2 すけとうだら</td> <td>令和2年4月～令和3年3月</td> <td>224,700</td> </tr> <tr> <td>3 まあじ</td> <td>令和2年1月～令和2年12月</td> <td>222,800</td> </tr> <tr> <td>4 まいわし</td> <td>令和2年1月～令和2年12月</td> <td>1,516,000</td> </tr> <tr> <td>5 まさば及びごまさば</td> <td>令和2年7月～令和3年6月</td> <td>721,000</td> </tr> <tr> <td>6 するめいか</td> <td>令和2年4月～令和3年3月</td> <td>57,000</td> </tr> <tr> <td>7 ずわいがに</td> <td>令和2年7月～令和3年6月</td> <td>5,139.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものとする。</p>		第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	1 さんま	令和2年1月～令和2年12月	264,000	2 すけとうだら	令和2年4月～令和3年3月	224,700	3 まあじ	令和2年1月～令和2年12月	222,800	4 まいわし	令和2年1月～令和2年12月	1,516,000	5 まさば及びごまさば	令和2年7月～令和3年6月	721,000	6 するめいか	令和2年4月～令和3年3月	57,000	7 ずわいがに	令和2年7月～令和3年6月	5,139.3
第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																																																	
1 さんま	令和2年1月～令和2年12月	264,000																																																	
2 すけとうだら	令和2年4月～令和3年3月	234,700																																																	
3 まあじ	令和2年1月～令和2年12月	222,800																																																	
4 まいわし	令和2年1月～令和2年12月	1,516,000																																																	
5 まさば及びごまさば	令和2年7月～令和3年6月	721,000																																																	
6 するめいか	令和2年4月～令和3年3月	57,000																																																	
7 ずわいがに	令和2年7月～令和3年6月	5,139.3																																																	
第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																																																	
1 さんま	令和2年1月～令和2年12月	264,000																																																	
2 すけとうだら	令和2年4月～令和3年3月	224,700																																																	
3 まあじ	令和2年1月～令和2年12月	222,800																																																	
4 まいわし	令和2年1月～令和2年12月	1,516,000																																																	
5 まさば及びごまさば	令和2年7月～令和3年6月	721,000																																																	
6 するめいか	令和2年4月～令和3年3月	57,000																																																	
7 ずわいがに	令和2年7月～令和3年6月	5,139.3																																																	

のがある。
 (注2) 上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量 (以下「留保枠」という。) については、資源の来遊状況等に応じて第4の2の注2、同注3、第5の2の注2、同注3、第6の2の(3)の注1、同(4)の注1、同(5)の注1又は同(7)の注に基づき、農林水産大臣が必要に応じて配分するものとする。配分を行った場合には、当該配分を反映した量に変更する。

- ・まあじ：44,600トン
- ・まいわし：288,000トン
 (太平洋の海域：282,000トン、日本海の海域：6,000トン)
- ・まさば及びごまさば83,100トン
 (太平洋の海域：50,100トン、日本海の海域：33,000トン)
- ・ずわいがに
 (A海域238トン、B海域43トン)

5・6 (略)

第4 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの令和2年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数	量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	203,000	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	<u>150,300</u>	
3	まあじ	大中型まき網漁業	75,000	
4	まいわし	大中型まき網漁業	584,000	
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	393,000	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	11,000	
		大中型まき網漁業		3,500

のがある。
 (注2) 上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量 (以下「留保枠」という。) については、資源の来遊状況等に応じて第4の2の注2、同注3、第5の2の注2、同注3、第6の2の(2)の注1又は同(3)の注1に基づき、農林水産大臣が必要に応じて配分するものとする。配分を行った場合には、当該配分を反映した量に変更する。

- ・まあじ：44,600トン
- ・まいわし：288,000トン
 (太平洋の海域：282,000トン、日本海の海域：6,000トン)
- ・まさば及びごまさば83,100トン
 (太平洋の海域：50,100トン、日本海の海域：33,000トン)
- ・ずわいがに
 (A海域238トン、B海域43トン)

5・6 (略)

第4 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第一種特定海洋生物資源ごとの令和2年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数	量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	203,000	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	<u>140,300</u>	
3	まあじ	大中型まき網漁業	75,000	
4	まいわし	大中型まき網漁業	584,000	
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	393,000	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	11,000	
		大中型まき網漁業		3,500

		いか釣り漁業 13,700		いか釣り漁業 13,700	
		小型するめいか釣り漁業 18,600		小型するめいか釣り漁業 18,600	
		沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業 3,492		沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業 3,492	
	7 ずわいがに				
		(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。 (注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びまごまざばについては、基準日に達した場合には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。 (配分量の算出式) 期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。 (期間予測漁獲量の算出式) 以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。 (1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値 (2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値 (3) 基準日の属する月の翌月： ① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値 ② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値 (注3) ずわいがにについては、留保枠から配分を行った場合には、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。 (注4) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量と第6の2の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。			
		(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。 (注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びまごまざばについては、基準日に達した場合には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。 (配分量の算出式) 期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。 (期間予測漁獲量の算出式) 以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。 (1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値 (2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値 (3) 基準日の属する月の翌月： ① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値 ② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値 (注3) ずわいがにについては、留保枠から配分を行った場合には、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。 (注4) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量と第6の2の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。			
					第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項
					1 (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めぬ。

(単位：トン)

第一種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1 まいわし	(1) 太平洋の海域	568,000
	(2) 日本海の海域	16,000
2 まさば及びごまざば	(1) 太平洋の海域	299,000
	(2) 日本海の海域	94,000
3 すけとうだら	(1) 北日本海の海域	3,400
	(2) オホーツク海の海域	<u>64,900</u>
	(3) 北太平洋の海域	82,000
4 ずわいがに	(1) A海域	2,495
	(2) B海域	43
	(3) D海域	875
	(4) E海域	79

(注1) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまざばについては、基準日に達した場合には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。
(配分量の算出式)

期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。

(期間予測漁獲量の算出式)

以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。

- (1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値
- (2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

(3) 基準日の属する月の翌月：

① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めぬ。

(単位：トン)

第一種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1 まいわし	(1) 太平洋の海域	568,000
	(2) 日本海の海域	16,000
2 まさば及びごまざば	(1) 太平洋の海域	299,000
	(2) 日本海の海域	94,000
3 すけとうだら	(1) 北日本海の海域	3,400
	(2) オホーツク海の海域	<u>54,900</u>
	(3) 北太平洋の海域	82,000
4 ずわいがに	(1) A海域	2,495
	(2) B海域	43
	(3) D海域	875
	(4) E海域	79

(注1) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまざばについては、基準日に達した場合には、以下の算出式に基づき留保枠から配分するとともに、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。
(配分量の算出式)

期間予測漁獲量と上記の表に掲げる数量との差又は管理の対象となる期間の当初の数量のうち小さい方とする。

(期間予測漁獲量の算出式)

以下に掲げる(1)から(3)までの合計値とする。

- (1) 漁期の開始日から基準日の属する月の前月まで：実績値
- (2) 基準日の属する月：基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

(3) 基準日の属する月の翌月：

① 特異率が1以上の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲

実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

(注3) ずわいがにについては、留保枠から配分を行った場合には、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(注4) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量と第6の2の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。

第6～第12 (略)

実績の値のうち上位3漁期年を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

② 特異率が1未満の場合には、当該月の過去5漁期年の漁獲実績の値のうち上位3漁期年を平均した値

(注3) ずわいがにについては、留保枠から配分を行った場合には、上記の表に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更する。

(注4) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量と第6の2の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、同表の配分量を当該移譲を反映した量に変更する。

第6～第12 (略)

令和 2 年漁期すけとうだらオホーツク海南部漁獲可能量（TAC）の
改定について（案）令和 2 年 8 月
水 産 庁

1 TAC

漁業種類	沖合底びき網漁業
改定後	64,900 トン
改定前	54,900 トン

改定の考え方

- 1 本資源については、我が国水域への来遊状況に年変動があることを考慮して、来遊状況が良好な場合に対応できる数量として、「近年の最大漁獲量」をベースに TAC を設定している。
- 2 今漁期の沖合底びき網漁業の漁獲量は、令和 2 年 6 月時点で過去最大規模の 37,515 トンに達し、漁期全体の予想は、従前の「近年の最大漁獲量 54,900 トン」を上回る。
(沖合底びき網漁業の令和 2 年の予想漁獲量の考え方)
(1) 4 月から 6 月までの漁獲実績：37,515 トン
(2) 7 月から 3 月の予想漁獲量：近年の最大値 (26,721 トン；平成 31 年漁期)
(1) + (2) = 64,236 トン
- 3 水産政策審議会第 84 回資源管理分科会資料 5 「漁獲可能量（TAC）の配分シェアの見直しについて」に基づき、上記で得た数値の 1,000 トン未満を切り上げ、知事管理分に相当する量（100 トン）を含めて 65,000 トンとする。

2 配分

別紙のとおり。

参考：すけとうだらTACの推移（直近5漁期）

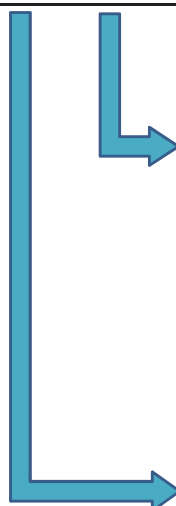
単位：トン

系群	R2年 (案)	H31年 (2019年)	H30年 (2018年)	H29年 (2017年)	H28年 (2016年)
日本海北部	6,700	6,300	6,300	6,300	8,300
オホーツク海南部	65,000 (55,000)	55,000	53,000	53,000	53,000
根室海峡	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
太平洋	143,000	173,000	173,000	184,000	180,000
総漁獲可能量	234,700 (224,700)	254,300	252,300	263,300	261,300

※括弧内は今回の改定前の数量

令和2年漁期すけとうだら漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

第1種特定海洋生物資源	総漁獲可能量（トン）		
すけとうだら	日本海北部系群	6,700	(合計) 234,700 (224,700)
	オホーツク海南部	65,000	
		(55,000)	
	根室海峡	20,000	
	太平洋系群	143,000	



大臣管理分		
指定漁業の種類・海域	数量（トン）	
沖合底びき網漁業	日本海北部系群	3,400
	オホーツク海南部	64,900
		(54,900)
	太平洋系群	82,000

知事管理分（数量配分県のみ）			注記
系群	都道府県名	数量（トン）	
日本海北部系群	北海道	3,000	
オホーツク海南部			北海道に若干に相当する量を配分する。
根室海峡	北海道	20,000	
太平洋系群	北海道	60,000	青森県、岩手県及び宮城県については、若干とする。